

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第2号：令和6年5月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内容

- ・枝物生産者養成講座のお知らせ
- ・狩猟免許取得の支援等について
- ・垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金
- ・原木しいたけ生産者養成講座のお知らせ
- ・たけのこ生産者養成講座のお知らせ
- ・令和6年度農業機械化研修（後期）のご案内
- ・雇い入れ時教育について
- ・さつまいも基腐病対策（4月～5月）
- ・経営所得安定対策等交付金の申請受付中

【垂水市公式LINEアカウント】



【垂水市農林技術協会だより】



枝物生産者養成講座のお知らせ

今後、県内での枝物（シキミ、サカキ、ヒサカキに限る。）栽培の経営を始める方を対象に、受講者を募集しています。受講を希望される方は、下記によりお申込みください。

1. 受講対象者 枝物（シキミ、サカキ、ヒサカキに限る。）
生産に強い意欲のある方、また今後、枝物生産に供される樹林の管理作業を受託される方

2. 募集定員 20名

3. 受講申込み **令和6年5月17日(金) (必着)**

※ホームページより電子申請または、最寄りの各支庁・地域振興局農林水産部林務水産課へ受講申込書を提出

4. 講座概要 ①時期 6月～翌年1月（4回開催します）

②場所 鹿児島県森林技術総合センター 及び現地
（始良市蒲生町上久徳182-1）

5. 受講料 無料

負担金 研修の際に必要な保険料等の負担金が別途徴収されます。

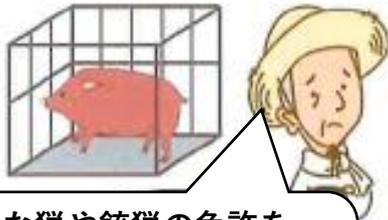
【電子申請はこちらから】

（県ホーム＞産業・労働＞林業・水産業＞特用林産物＞イベント紹介）



狩猟免許取得の支援等について

有害鳥獣による農畜産物などへの被害を防止するため、狩猟免許の取得を支援します。



わな猟や銃猟の免許をとって、サルやイノシシを駆除したい・・・



狩猟免許取得費用の全額を補助します！！

◎補助対象者は下記の要件をすべて満たす方になります。

- ・垂水市猟友会に入会し、有害鳥獣捕獲隊員として業務を遂行できる者
- ・市税等の未納がない者
- ・狩猟免許を新たに取得した者

◎助成内容

取得費全額（講習費10,000円、受験費5,200円）

※複数受験も全額対象。

◎狩猟免許試験の日時

区分	試験日 (開始時刻：午前9時)	申請期間	試験場所
1回	令和6年7月28日 (日曜日)	令和6年6月17日 ～ 令和6年7月12日	鹿屋市農業研修センター (鹿屋市札元1丁目21番7号)
2回	令和6年8月25日 (日曜日)	令和6年7月16日 ～ 令和6年8月9日	曾於市大隅中央公民館 (曾於市大隅町岩川6484-2)
3回	令和6年12月15日 (日曜日)	令和6年10月28日 ～ 令和6年11月29日	鹿児島県庁 (鹿児島市鴨池新町10番1号)

試験の詳細は、県ホームページをご確認ください。
(県ホーム>産業・労働>林業・水産業>森林整備>狩猟)



※次年度以降、有害鳥獣捕獲活動を行っていただける方に対し、猟友会年会費の一部を支援します。

垂水市有害鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金

有害鳥獣被害防止施設（電気柵、メッシュ柵、金網、防鳥網等）の資材購入費の一部を予算の範囲内で支援します。ただし、1経営体 1回までの申請となります。

1. 補助内容

補助対象者	補助率	上限額	
法人	1/2以内	10万円	
認定農業者	1/2以内	5万円	（複合柵の場合7万円）
認定新規就農者 （これに準ずる者）	1/2以内	5万円	（複合柵の場合7万円）
その他農業者	1/2以内	3万円	（複合柵の場合5万円）

※複合柵（メッシュ柵+電気柵を3段以上）

2. 対象要件

- 耕作面積10a以上かつ売上50万円以上
- 市税の滞納がないこと
- 自己所有地又は利用権設定等の手続済みの農地に設置すること
※申請時に農地の位置を確認します。

3. 提出書類

申請時に次の書類が必要となります。

- 市税の滞納が無いことを証明できるもの
- 確定申告書等（法人の場合、決算書等）
- 領収書等
- 購入した資材の内容がわかるもの（請求明細など）
- 口座が確認できるもの（通帳など）
- 設置状況写真（納品写真・設置前写真・設置後写真）

設置状況写真（例）



納品写真



設置前写真



設置後写真

4. 申請期限

令和7年3月31日（月）

※本事業の申請につきましては、垂水市農林課振興係にご相談ください。

原木しいたけ生産者養成講座のお知らせ

原木によるしいたけ生産を始める方を対象に、しいたけ栽培に必要な知識・技術が習得できる受講者を募集しています。受講を希望される方は、下記によりお申込みください。



- ◆ 受講対象者 : 県内での原木によるしいたけ生産に強い意欲を持つ方
- ◆ 募集定員 : 20名
- ◆ 申込期限 : 令和6年7月19日(金) (必着)
- ◆ 申込先 : 電子申請または、大隅地域振興局農林水産部林務水産課
- ◆ 講座概要 : (1) 開催時期 9月～翌年2月(計5回)
(2) 開催場所 鹿児島県森林技術総合センター及び現地(始良市蒲生町上久徳182-1)
- ◆ 受講料等 : (1) 受講料は無料です。
(2) 研修の際に必要な保険料等の負担金は別途徴収します。
- ◆ 問合せ先 : 県環境林務部森林経営課 特用林産係
TEL 099-286-3364

詳細は《県HP》産業・労働＞林業・水産業＞特用林産物＞外部紹介



たけのこ生産者養成講座のお知らせ

早掘りたけのこ生産による竹林経営を始める方を対象に、たけのこ生産に必要な知識・技術が習得できる受講者を募集しています。受講を希望される方は、下記によりお申込みください。



- ◆ 受講対象者 : 県内でのたけのこ生産に強い意欲を持つ方
また、今後、竹林管理を受託される方
- ◆ 募集定員 : 20名
- ◆ 申込期限 : 令和6年7月19日(金) (必着)
- ◆ 申込先 : 電子申請または、大隅地域振興局農林水産部林務水産課
- ◆ 講座概要 : (1) 開催時期 9月～翌年2月(3日間)
(2) 開催場所 鹿児島県森林技術総合センター及び現地(始良市蒲生町上久徳182-1)
- ◆ 受講料等 : (1) 受講料は無料です。
(2) 研修の際に必要な保険料等の負担金は別途徴収します。
- ◆ 問合せ先 : 県環境林務部森林経営課 特用林産係
TEL 099-286-3364

詳細は《県HP》産業・労働＞林業・水産業＞特用林産物＞外部紹介



令和6年度農業機械化研修（後期）のご案内

県内在住の農業者等を対象に、農業機械の効率的及び安全な農作業を推進する上で、農業機械利用技能者並びに農業機械利用技能指導者を養成するため、鹿児島県農業大学校で農業機械化研修が実施されております。

農業機械士養成研修

受講資格： 普通免許以上の所有者（普通運転免許証の住所が鹿児島県内の者）
※AT免許は限定解除後の申込となります。

取得資格： 大型特殊自動車免許（農耕車限定）、農業機械士

開催時期： 9月～12月中、4回開催（受講期間：5日間）
※大特免許取得者は、開催時期の初日のみ受講となります。

農業機械士応用研修

受講資格： 農業機械士取得者（普通運転免許証の住所が鹿児島県内の者）

取得資格： けん引免許（農耕車限定）

開催時期： 9月～12月中、3回開催（受講期間：5日間）

その他

受講料金： 8,600円（宿泊費・食費は別途、宿泊及び食堂利用は完全予約制）

受講場所： 鹿児島県農業大学校（日置市吹上町和田1800番地）

申請書等： 農業機械化研修受講申込書、運転免許証の写し

申請期日： **令和6年7月26日（金）**までに農林課へ提出

詳細につきましては、[県HP](#)をご確認ください。
([県HP](#)>産業・労働>食・農業>農業技術>農作業の安全)



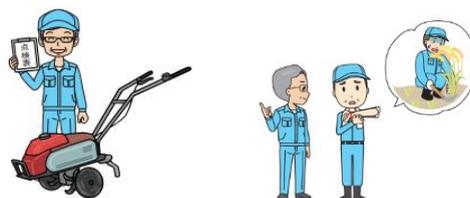
労働安全衛生に関する教育を実施しましょう！

「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」こととされています。

農林水産省HPに掲載されている教育用のリーフレット、事業者向けテキストをご活用いただき、雇入れ時の教育を実施しましょう。

※労働安全衛生に関する資料については

農林水産省ホーム > 農産 > 農業生産資材対策情報 > 農業機械関係情報
> 農作業安全対策 > 農作業安全の啓発資料 > 労働安全衛生に関する教育
を実施しましょう



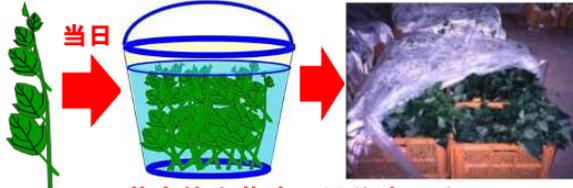
さつまいも基腐病対策（4月～5月）

【育苗】 植付前には、必ず苗全体を薬液に浸けて消毒しましょう

【ほ場】 ・排水対策を行い、ほ場が湛水しないような環境にしましょう
 ・発病株の早期発見、抜き取り、定期的な予防散布を徹底しましょう

【育苗】 植付前には、必ず苗全体を薬液に浸けて消毒しましょう！

採苗 苗消毒 苗の取置き



※ 苗全体を薬液に30分漬ける

- 採苗は地際から5cm以上高い位置で行いましょう。
- 採苗で使用するハサミはこまめに消毒しましょう。
- 苗全体が薬液に浸かるようにしましょう。
- 薬液は使用日ごとに毎回調製しましょう。

農薬の名称	対象病害虫	希釈倍率	使用時期
ベンレート水和剤	基腐病, つる割病, 黒斑病	500～1000倍	植付前
ベンレートT水和剤20	基腐病, つる割病, 黒斑病	200倍	植付前

【ほ場】 排水対策を行い、ほ場が湛水しないような環境を作りましょう！

基腐病菌は水を介して移動するため、水が溜まりやすいほ場で感染株が増加します。感染してからでは被害を抑えることが難しくなるため、以下の3つの作業を行い、ほ場に水が溜まらないようにしましょう。



② 明きよと排水路の接続



③ 枕畝を設置しない

**油断禁物！
丁寧な対策を！**

【ほ場】 発病株の早期発見・抜き取り・定期的な予防散布を徹底しましょう！

- 定期的にはほ場を巡回し、葉の変色やしおれ症状等の異常株を早期に発見し、速やかにほ場外に持ち出しましょう。
- 異常株を持ち出すときは、株や周辺の土がほ場内に落ちないように注意し、異常株を除去した後は補植しないようにしましょう。
- 下記の散布例を参考に、予防散布をしましょう。

区分	植付前		植付後		
	畝立て前	苗消毒	1回目	2回目	3回目
1例	フリントフロアブル25 (全面散布土壌混和)	ベンレート水和剤 (30分間苗浸漬)	植付から21日後 フロンサイドSC (300L/10a)	1回目から14日後 フロンサイドSC (300L/10a)	2回目から30日後 トリフミン水和剤 (300L/10a)
2例	フロンサイドSC (全面散布土壌混和)	ベンレート水和剤 (30分間苗浸漬)	植付から21日後 フロンサイドSC (300L/10a)	1回目から14日後 フロンサイドSC (300L/10a)	2回目から30日後 アミスター20フロアブル (300L/10a)
3例	—	ベンレート水和剤 (30分間苗浸漬)	植付から35日後 アミスター20フロアブル (100L/10a)	1回目から14日後 銅剤 (200L/10a)	2回目から14日後 アミスター20フロアブル (300L/10a)



経営所得安定対策等交付金の申請受付中

水田において主食用米以外の転作作物（WCS用稲、飼料作物、野菜等）を作付け・販売する農業者等を対象に、経営所得安定対策等交付金の申請を受け付けます。

1. 申請者 販売農家、法人、集落営農組織
2. 申請期限 **令和6年5月31日（金）**
※昨年度申請された方には申請書を送付しています。
3. 申請先 農林課（2階）
4. 対象農地
 - ① ご本人名義で農地基本台帳に記載のある農地
※令和6年7月1日までに利用権の開始期が到来することが確実な農地が対象になります。
 - ② 畦畔等のたん水設備を有する農地
 - ③ 土地改良区に賦課金（水利費・経常賦課金）を支払っている農地
※土地改良区の管理区域外の農地は、賦課金が発生しませんので、問題ありません。
5. 持参する物 通帳（申請者名義のもの）
※昨年度に交付金の交付を受けた方は不要です。
6. 交付予定額

対象作物		交付単価（10aあたり）		
		国	市協議会（予定）	合計
表作 （基幹作）	① 麦	35,000 円		35,000 円
	② 大豆	35,000 円		35,000 円
	③ 飼料作物	35,000 円	7,000 円以内	42,000 円以内
	④ WCS用稲	80,000 円	4,000 円以内	84,000 円以内
	⑤ 加工用米	20,000 円	10,000 円以内	30,000 円以内
	⑥ 飼料用米 米粉用米	55,000 円	4,000 円以内	55,000 円
		～ 105,000 円	（飼料用米のみ）	～ 109,000 円以内
	⑦ いんげん、えんどう		20,000 円以内	20,000 円以内
⑧ ⑦以外の野菜、花き		15,000 円以内	15,000 円以内	
裏作 （二毛作）	⑨ なたね、そば、麦、大豆		20,000 円以内	20,000 円以内
	⑩ 飼料作物		4,000 円以内	4,000 円以内

※協議会の交付単価については今後、国からの予算配分等により単価が調整される場合があります。

※⑦及び⑧以外の作物については、申請時に販売先（供給先）を確保しておく必要がありますので、事前に販売先と調整を行ってください。